

真宗大谷派同和関係寺院協議会

2019年6月30日発行

どうかんきょう

同関協だより

第 58 号



「是施陀羅」問題についての現地研修会（近畿ブロック協議会）
@ 福山市人権交流センター2019.1.21

第 58 号 主な内容 特集「部落差別解消推進法」

- p 2 「部落解放基本法案」から見た「部落差別解消推進法」の意義と課題 友永健三さん
- p 6 「部落差別解消推進法」制定の経緯と背景 野口道彦さん
- p 8 近畿ブロック協議会 現地研修会 報告
- p 10 会員の声
- p 11 気になる一冊 『アンベードカルの生涯』
- p 12 新編集委員あいさつ



真宗大谷派
同和関係寺院協議会

私たちは 教団内外における部落差別の克服を願いと

差別に苦しむものが一人でもいる限り その差別からの解放を自らの課題とする

「同関協」規程前文

新編集委員あいさつ

このたび、『同関協だより』編集委員に仲間入りさせていただきました京都教区因伯組緑浄寺の治田裕臣と申します。

私が「同関協」に入会したきっかけは、2010年に現在のお寺に家族で入寺してからです。元々、「同関協」の会員寺院であった緑浄寺宛に総会の案内が届き、何もわからないまま、総会に出席したことがご縁となりました。入寺したお寺には、被差別地域のご門徒さんが多く、様々な差別や悩みを抱えておられることを知り、少しでも力になりたい、理解したいと思いました。

先日、野の花診療所の徳永進先生からお話を伺ったときに、ハンセン病の隔離政策にふれ、国民の無関心や、差別問題を積極的に取り上げない不作為という問題をお聞きしました。私自身が現在のお寺に入寺するまでは、部落差別問題は、どこか対岸の火事と思っていたふしがあります。差別問題を学び、「同関協」に身を置くことにより、問題に背を向けていたこと自体が問題だと気づき、不作為による差別を行ってきた反省と恥ずかしさを痛感しました。

相談できる仲間や先輩方がおられる「同関協」の活動は、今まで知らなかった事実や問題、課題を学ばせていただく大切な場となっています。

この度微力ながら編集委員に加えていただきました。一人でも多くの方に「同関協」の活動を知っていただき、ご理解、ご協力をいただけるよう努めて参りたいと思います。



はるた ひろおみ

京都教区 治田 裕臣

会費納入のお願い（年会費5,000円） [郵便振込口座番号] 01010・6・2770 [口座名] 同和関係寺院協議会

編集後記

「部落差別解消推進法」について、友永健三さんに寄稿いただきました。またその制定の経緯と背景について野口道彦さんにお話を伺いました▼「部落解放基本法案」との比較の中で、「解消」、「解放」という表現にふれて、「同関協」のスタンスはどうだったかと規程を見ました。第二条に「部落差別の克服を目的とする」とあります。解消と解放、克服。それぞれの目的に向けた取り組みに、重なるところとそうでない部分が曖昧な自分を認識させられました▼「同和对策事業特別措置法」施行の一九六九年は、「難波別院輪番差別事件」を契機に教団が糾弾された年です。全国水平社創立以来、同朋教団の回復を願わねながら「大谷派はこの叫びを「無視し得る数量」（西光万吉のごとくに放擲してきた。この姿勢は、戦後における教団改革の中でも同様であり、武内了温らの取り組みも全く無視されていたに等しい」（『部落問題学習資料集』）▼糾弾から半世紀、水平社創立以来の問いかけについて私たちはどう応答しているのか。近畿ブロックが一月に開催した「是施陀羅」問題についての現地研修会の報告を掲載しました。戦前からの問いに未だ応えきることができない現状に、半世紀の歩みが問われます。武内了温先生の「施陀羅語を賤称に約（訳）すな」との指摘をどのように受けとめ、賤称に訳して広めてきた事実をいかに顧みてきたのか▼三月に「同関協」現地研修会であつた市を訪ね、先生の墓前で手を合わせました（報告は次号に掲載）。逝去から半世紀、個人的にはやつとのお参りですが、ご苦労に報いるご報告はできたかどうか▼やがて迎える「同関協」の半世紀の歩みはどれだけ「克服」に近づいたのか。自問自答しながら、先人のご苦労に報いる歩みを五十年に向けて丁寧な果たしていきたいと思います▼静かに己れを悲しむ（ころより）真実の力は生る（武内了温遺稿集）（編集委員 米澤典之）

発行日 2019年6月30日 発行人 松尾英城

同関協だより第58号 発行 真宗大谷派同和関係寺院協議会 真宗大谷派解放運動推進本部内「同関協」事務局
〒600-8164 京都市下京区上柳町199 ☎075・371・9247

「部落解放基本法案」から見た「部落差別解消推進法」の意義と課題

ともなが けんぞう
友永 健三

「部落差別解消推進法」の制定

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）が、二〇一六年十二月十六日に公布・施行されました。

この法律は、一九六九年七月から施行された同和対策事業特別措置法以降、名称変更等を伴いながら二〇〇二年三月末まで三十三年間存在していた「特別措置法」とは、基本的に異なった性格の法律です。

一連の「特別措置法」は、期限が定められた法律（時限立法）でしたが、今回の法律には期限が定められていません。また、「特別措置法」では、国が地方公共団体の実施する事業に対して財政上の特別措置を講ずることが定められていましたが、今回の法律は、そのようなものでもありません。

「部落差別解消推進法」は「理念法」であるとの性格付けが行われていますが、単なる理念を謳っただけの法律ではありません。第四十条では、相談体制の充実を、第五十条では、教育・啓発を行うことを国並びに地方公共団体に求めています。また、第六十条では、国に対して、地方公共団体の協力を得て部落差別の実態に係

る調査を行うことを求めています。

その点では、部落差別の解消に向けた大枠を法律に盛り込んでいるという意味において、「基本法」的な性格を持った法律であるということが出来ます。

筆者は、今回の法律が制定されたとの知らせに接したとき、一九八五年五月以降、その制定を求め続けてきた「部落解放基本法案」が、部分的ではあるものの、あたかも「伏流水」のように実現したとの思いを強くしましたが、このような思いを抱かれた方は少なくないと思います。

本稿では、「部落解放基本法案」から見た「部落差別解消推進法」の意義と課題について述べます。

「部落解放基本法」の制定が、なぜ求められたのか？

一九八五年五月から、「部落解放基本法」の制定を求めた国民運動は展開されましたが、その要因としては、以下の三点をあげることが出来ます。

一点目には、同和対策事業特別措置法に基づくとりくみの限

界が明確になつてきたことです。とりわけ、一九七五年十一月以降発覚してきた「部落地名総鑑差別事件」に代表される差別事件に対しては全く役に立たないことが明確になつてきたことです。

二点目には、戦後、国並びに地方公共団体、さらには国民が部落問題解決にとりくむことになった原点ともいえるべき同和対策審議会答申（一九六五年八月）の基本精神に立ち戻ることからです。この答申では、前文において部落問題解決の重要性が強調され、住環境の改善、社会福祉の増進、産業・職業の安定、教育・文化の向上、人権の擁護（人権侵害の被害者救済のために新たな機構の設置と差別に対する法的規制を含む）に関わった施策を総合的・計画的に実施することが求められていました。

三点目には、差別撤廃の国際的な潮流から学んだことです。具体的には、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）の枠組みを参考にしたことです。この条約では、人種差別を撤廃するために、差別の結果生じている劣悪な実態の特別措置による改善（但し、目的が達成されたならば特別措置は廃止）、差別の禁止、被害者の救済、教育・啓発による差別意識の撤廃等を求めています。

「部落解放基本法案」の内容

「部落解放基本法案」は、本文一四条と附則から構成されています。（「部落解放基本法案」については部落解放同盟中央本部の

ホームページを参照）

それぞれの条文を簡単に紹介すると、第一条は「目的」規定で「部落差別が人間の尊厳を侵し、社会的に存在を許されないものであること」、「部落問題の根本的かつ速やかな解決を図るため、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし」、「施策の目標及びその目標を達成するための基本となる事項を定め」、「もつて差別のない民主社会の発展に寄与することを目的とする。」とされています。

第二条では「国及び地方公共団体の責務」が、第三条では「国民の責務」が謳われています。

第四条では「施策の目標」が定められ、第五条では「部落問題に関する知識の普及啓発等」が、第六条では「人権擁護活動の推進」、第七条では「部落差別の規制等」が規定されています。

第八条では「部落差別の被害者に対する救済制度」として、「国は、部落差別の被害者に対する救済制度を確立するため、人権委員会の設置等必要な法制上の措置を講じなければならない。」と、新たな人権救済機関設置の必要性まで踏み込んだ規定が盛り込まれています。

第九条では「同和対策事業」、第一〇条では「行政組織の整備」、第十一条では「調査」、第十二条では「報告」に関わった規定が盛り込まれています。

そして、第一三、一四条では「部落解放対策審議会」に関する規定が盛り込まれています。

「部落解放基本法案」と「部落差別解消推進法」との比較

以上で紹介しました「部落解放基本法案」を主な構成要素別に分類すると、①「宣言法的部分」：第一条や第四条、②「教育・啓発法的部分」：第五条、③「規制法的部分」：第七条、④「救済法的部分」：第六条や第八条、⑤「事業法的部分」：第九条、⑥「組織法的部分」：第一〇条や第一三、第一四条と整理することができます。

「部落解放基本法案」と、今般成立した「部落差別解消推進法」とを比較すると、両者とも、名称に「部落解放」、「部落差別解消推進」を使用し、三十三年間使用されてきた「同和对策」、「地域改善対策」等の名称を使用していない点は注目されます。

つぎに、本文で両者にほぼ同様の規定があるものは、「目的」（両者とも第一条）、「国及び地方公共団体の責務」（第二条と第三条）、「教育・啓発」（両者とも第五条）、「相談体制の充実」（第六条と第四条）、「調査」（第一条と第六条）です。

一方、「部落解放基本法案」にあつて「部落差別解消推進法」にない規定は、「国民の責務」（第三条）、「施策の目標」（第四条）、「部落差別の規制等」（第七条）、「部落差別の被害者に対する救済制度」（第八条）、「同和对策事業」（第九条）、「行政組織の整備」（第一〇条）、「報告」（第十二条）、「部落解放対策審議会」（第一三・第一四条）です。

なお、「部落差別解消推進法」にあつて「部落解放基本法案」に

施行七十二年の日本国憲法具体化実現を

二〇一九年五月三日で、日本国憲法が施行されて七十二年になりました。周知のように、この憲法の第一四条一項では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定されています。

この規定の「社会的身分」に部落差別が含まれていましたが、日本国憲法施行後も部落差別は一向に解消されませんでした。このため、部落問題の解決に向けて国の本格的なとりくみを求めた国民運動が展開され、一九六五年八月に同和对策審議会答申が出され、同和问题の解決の責務が国にあり、同時に国民的課題であることが明確にされたのです。

この答申が出されたことを受けて、同和问题の解決に向けて、どのような法律を制定するのかについて議論がありました。その中で、「同和对策基本法」を制定すべきだとの主張も出されましたが、最終的には同和对策事業特別措置法が制定されることとなりました。

そして、この「特別措置法」が十五余年実施された一九八五年五月に、「特別措置法」に基づくとりくみの限界を反省することの中から「部落解放基本法案」がとりまとめられ、その制定が求められましたが、「部落解放基本法案」そのものは、実現されな

いまま今日に至っているのです。

ない条文として「基本理念」（第二条）がありますが、後者の「施策の目標」（第四条）に類似の規定がなされています。

「部落差別解消推進法」の評価

両者を比較してわかることの第一点は、「部落差別解消推進法」が「部落解放基本法案」に盛り込まれた内容を部分的に実現したものであることです。

この点を、主な構成要素別分類でみると、「部落差別解消推進法」は「部落解放基本法案」の「宣言法的部分」、「救済法的部分」（特に相談の部分）、「教育・啓発法的部分」と「実態調査の実施」を実現しているといえます。

第二点目としては、「部落差別解消推進法」には「部落解放基本法案」に盛り込まれていなかった重要な規定が欠落しているという点です。この内、「同和对策事業」（第九条）に関しては、三十三年間「特別措置法」に基づく事業が実施された結果、住環境面を中心に一定の改善がみられること、一九九六年五月に出された地域改善対策協議会意見具申によつて、「一般施策の活用」によつて残された格差を是正していくとした方向が示されていますので、①「部落差別の規制等」（第七条）、②「部落差別の被害者に対する救済制度」（第八条）、③「部落解放対策審議会」（第一三条、第一四条）に関する規定が盛り込まれていない点を、問題点としてあげることができます。

れた「部落差別解消推進法」は、日本国憲法第一四条一項に盛り込まれた「社会的身分」による差別を解消するための法律として重要な使命を帯びたものであるということが出来ます。

「部落差別解消推進法」の普及・宣伝と国並びに地方公共団体レベルでの早急な具体化、とりわけ相談体制の整備、教育・啓発の推進、実態調査の早期実施が喫緊の課題です。

そして、その延長線上での人権侵害救済のための法制度の整備と悪質な差別に対する法的規制を実現することによつて、部落差別の解消に向けた確かな展望を切り拓いていくことが求められています。



ともなが けんぞう
友永 健三

一般社団法人部落解放・人権研究所名誉理事。反差別国際運動(IMADR)顧問。公益財団法人住吉隣保事業推進協会理事長。著作に『部落解放を考える 差別の現在と解放への探求』（解放出版社：2015年）、など。共著に『部落解放論の最前線 多角的な視点からの展開』（解放出版社：2018年）など。

「部落差別解消推進法」制定の経緯と背景

野口 道彦 さん

のぐちみちひこ

一般社団法人・和歌山人権研究所理事長。大阪市立大学名誉教授。著書に『部落問題のパラダイム転換』(明石ライブラリー)、共著に『批判的ディアスポラ論とマイノリティ』(世界人権問題叢書-大阪市立大学人権問題研究センター双書)など

「部落差別解消推進法(以下、推進法)」が制定された経緯と背景について、この法律がどの様にして可決・成立していったのかを、現場を見て来られた和歌山人権研究所理事長の野口道彦さんにたずねました。

まず、推進法が可決・成立されるまでの流れについて、ポイントとなる所をお聞かせいただけますか？

法案を提出したのは和歌山県選出で自民党の二階俊博幹事長をはじめとする7名の国会議員ですね。可決・成立するまでの背景も、二階幹事長の取り組みが大きかったのですが、それを支えたのは部落解放同盟和歌山県連合会(以下、和歌山県連)であり、長年執行委員長を務めた故・中澤敏浩委員長の存在が大きかったと思います。

法案が成立への流れとして大きく動き始めたのは、2015年11月16日に東京で開催された『和歌山県人権フォーラム』でした。このフォーラムの実行委員長は二階さんです。集会の構成団体は、和歌山県連を始め、和歌山県の自民・公明・民主各党、行政としては和歌山県や県内の各市町村で、稲田朋美政調会長(当時)が基調講演をしました。稲田さんがこの人権フォーラムにおいて講演を行う意味は非常に大きかったと思います。彼女を始め、政権与党には人権擁護の法案に対して消極的な立場の議員が多く、法案の提出には難色を示し続けてきました。

その中で、稲田さんから「人権に関する包括的な法律は、安倍内閣は考えていないが、個別法で考える」という発言がありました。これによって、政権与党内でも推進法案に賛成する議員が増え、二階幹事長と同じく和歌山県選出の門博文衆議院議員などが各議員へ説得に回り、結果賛成220、反対14で可決・成立しました。

二階さんは2014年、中澤委員長の葬儀の際に、部落差別の解消を推進する法律を作る事への努力を続け、約束は必ず果たすと誓い、2016年12月9日に参議院本会議で可決・成立した直後の12日に、中澤委員長の自宅へ出向いて成立の報告を行なっていますね。なぜ二階さんは自身の所属する党内で法案に対して消極的な議員が多い中、これほどまでに積極的だったのでしょうか？また部落解放同盟が自民党の議員を支援するというのは聞いたことがなかったのですが、なぜ和歌山県連は自民党の議員を支援しているのでしょうか？

和歌山県は、運動体、政治家、行政、労働組合などがよく連携し合い、意思統一を図っています。1978年に、自民党所属の議員だった父親の後を継いで、自民党から参議院議員に立候補

補した前田勲男さんを支援したのも部落解放同盟が中心でした。部落解放同盟は大体が社会党を支援してきた団体ですが、和歌山県では自民党からの候補者も支援する動きが1980年代から起こってきました。そこで語られてきたのは、「党ではなく、人を推す」ということが大前提となって選挙活動をしてきたことです。二階さんも、ご自身の政治活動においてその支援があったからこそその積極性だと思います。

政治家として党を超えて仕事をしてくれる人を選ぶという眼差しが、今もお和歌山の解放運動と政治活動の姿勢として受け継がれているんですね。

私も1980年代、和歌山県連が自民党の議員を支援すると聞いて驚きました。しかしその姿勢は、年頭の県連の荊冠旗開きに行くときよく分かります。国会議員を来賓として招き、党派を超えてどれだけ部落解放運動を積極的に取り組んでくれるか、政治家その人の生の声から支援の是非を判断している。その視点から見ると、二階さんの挨拶や姿勢は、部落大衆の心をしっかりと掴んでいるのです。

もう一つ、推進法が制定された背景として、2020年の東京オリンピック・パラリンピックがきっかけとなり、国際的な人権基準を保証する法整備がなされていないことが問題視されたので、「ヘイトスピーチ解消法」や「障害者差別解消法」と合わせて出来たのではないかという見方もありますが、これについてはどう思いますか？

それは違うと思います。発想としてはあるかもしれないが、それぞれの法律において自国の問題として取り組んできた歩みのもとで制定されたものであって、対外的に体裁を整える為の法整備ではないという認識が大事だと思います。

一方で、この推進法は、全国的な部落解放運動の盛り上がりの中で出来た法律ではないことから、これからどのように取り組みの具体化を図って行くのが大きな課題となるし、「包括的な人権擁護の法整備ではなく、個別法なら考えられる」という政府の見方がポイントとなります。個別となると、それぞれマイノリティを分断させてしまうことにならないかという心配があります。

例えば、結婚差別と言っても、部落差別だけでなく、在日外国人に対する差別や、障がい者に対する差別から起こる結婚差別があります。そうすると、部落差別だけでなく全ての結婚差別の解消に向けた取り組みとして、共通の問題のもとで連帯が取れます。そのような法整備が更に求められることが、今後の課題としてあげられるでしょう。

今後、個別法によって起こりうる「マイノリティの分断」を招かない為の、包括的な法整備や、教育・啓発が大事ですね。ありがとうございました。

この取材を行った直後に、SNSで推進法について「解放同盟と自民党がまた利権を漁る為の法律だ」という批判的な意見を目にしました。特措法がある頃の同和行政や政治家、運動体の連帯が、「癒着」として捉えられた事象を巡っての意見ですが、この様な意見に対して、「部落差別のない社会を目指す理念法であって、恒久的に教育と啓発を続ける為の法的根拠である」こと、「部落差別という個別の問題に留まらず、包括的な視点をもって全ての差別に対する解消を目指していく」ことをまず周知徹底する必要があると痛感しました。

聞き手 浜口和也 編集委員

報告

講師 部落解放同盟広島県連合会
顧問 小森 龍邦 さん(写真左)
委員長 岡田 英治 さん(写真右)



Report

「同関協」近畿ブロック協議会

「是旃陀羅」問題についての現地研修会

広島県福山市人権交流センター 2019年1月21日

習の手引き』は現状を変革するものとはなっていない。私たちが求めるのは現状の変革なのです」と厳しい口調で語られた。

最近も、ある大学病院の医師が、自分が被差別部落出身であることを理由に、交際相手が親から結婚を反対されて苦しむ姿を見て、自ら身を引いたという結婚差別や、インドにおいては、祭りの「はらい」を拒んだ不可触民の娘の鼻が切り落とされたり、散髪の際に、人間の散髪用ハサミでは穢れるとして、牛馬の毛を切るハサミが使われたという深刻な差別があったことを語られ、あらためて差別は過去の事ではないことを痛感した。

また、一九五六年に被差別階級出身のアンベードカルが、人間平等を求めて約五十万人を率いてヒンズー教から仏教に改宗したことを受け、「今やインドにおける仏教徒は約一億人とも言われている。仏教に人間平等の希望を見出したインドの被差別民衆や、親鸞聖人の教えに魅かれる被差別民衆の前で、『仏説観無量寿経』がいつまで読誦されるのかを問いたくない」と投げかけられた。「悲しいかな我々の同盟員、被差別部落の仲間が、『仏説観無量寿経』の是旃陀羅の意味が分からないから、今は何も問題がないように思える。部落解放同盟の全国大会において『是旃陀羅』の意味を話したら、『広島県連が言っていたのはそういう問題だったのか、初めて分かりました』と大きな反響があった。この問題に気づいて、各県連が各寺院と全国一斉に交渉をしたら、真宗教団も動かざるを得ないだろうと思う。しかし、そうなる前に、今日お集まりの皆様尽力していただけたらと思っています」と、「同関協」の活動に熱いエールをいただいた。

また同様に、女性差別に関わる「変成男子」、障害者差別に関わる「根欠」の問題も速やかに取り組む必要性を述べられ、「国連でさえ

二〇一九年一月二十一日、「同関協」近畿ブロック協議会主催で、「是旃陀羅」問題についての現地研修会を福山市人権交流センターにて開催した。当日は、部落解放同盟広島県連合会の小森龍邦顧問と岡田英治委員長からお話をうかがった。

はじめに、「私たちの運動は、社会運動なので徹底的に差別と闘う。しかし、激しく相手を追求することと同時に、親鸞聖人や道元禪師のように徹底的に自己を見つめるということがなければ、私たちの運動は成就しないと広島県連は考えている。二〇一三年一月に東本願寺に「是旃陀羅」問題を提起して、あつという間に六年が経過した。東本願寺の中では議論を重ねていただいていると思うけれども、なぜ速やかにこの問題と向き合ってもらえないのか、なぜ目に見える形で変化をもたらしてもらえないのかと思う気持ちが強くなる」と厳しい問題提起があった。

歴史的背景として、一九三五年に東西本願寺は全国水平社から、「旃陀羅は道徳や人倫も判らぬ悪逆なるもの、即ち吾国のエタである」との教義解釈のうえで差別を流布させている教団の状況を指摘され、一九四〇年に開催された東西本願寺と松本治一郎さんや井元麟之さんら水平社幹部との懇談会では、東西本願寺は「旃陀羅」問題に対して「善処したい」と返答している。この約束から私たちの教団は何らの表明や回答もせずに、七十五年以上放置してきたのである。お話の中では、「歴史的に東本願寺においては、恵空は旃陀羅は日本の穢多のとなり」と言い、易行院法海は旃陀羅とは此方の穢多のようになるものなり。(中略)形を見れば人間なれど、その行いは全く禽獣に同じきなり」等と説いてきた。その中で「母親殺しをするのは穢多のやることだ」ということが毎日繰り返し読み上げられてきた。「現代の聖典 学

も、女性差別撤廃条約・障害者権利条約・子どもの権利条約・先住民条約など、人権の様々な取り組みをしている。仏教・真宗教団の教えは、国連の人権基準にも及ばないのかと考えざるを得ない。さらに気持ちを引き締めていただいて、この問題に取り組んでほしい」と訴えられた。

これらの厳しい言葉の中にも、「親鸞聖人が『いし・かわら・つぶてのごとくなるわれらなり』と同一地平に立たれた人権感覚を大事にしなければならぬと思う」と言われ、教団の活動や親鸞聖人の教えに対する期待の思いが読み取れた。

私たちの教団において、これまで「是旃陀羅」問題について再三にわたり申し入れがあったにもかかわらず、問題を放置し、先延ばしにしてきたその体質こそが問題である。痛みを感じる人がいる中で、それでも「是旃陀羅」の部分は教義的に略することができない章句であり、必ず読誦しなければならないものなのか。教学的に再度検証して、法要式についても再考すべきだと思う。またこの問題は、教団においてもまだまだ認識が薄く、全教区で学習会を今後も積極的に進めたい。ないかと考える。

私自身が差別の現状を変革、取り組みしようとしないうことは、真宗大谷派に属する僧侶として、差別を是認・助長していることになると思う。「同関協」においてもさらに取り組みを進めるべきだと思う。本山当局の対応も注視していきたい。

報告者 近畿ブロック協議会 岡田克也



『アンベードカル生涯』

(著者) ダナンジャイ・キール (訳) 山際素雄
光文社新書



同じインドに生まれながら、ヒンズー教徒としてカースト制度を維持したまま、「不可触民」の地位向上を図ろうとするガンジーに対し、そのヒンズー世界におけるカースト制度そのものが差別であると、真っ向からこれに反対し即時廃止を求める「不可触民」として生まれたアンベードカル、この二人の対面の日のやり取りが非常に印象に残った。

アンベードカル:「私には祖国がありません」
ガンジー:「あなたは立派な愛国者ではありませんか」
アンベードカル:「あなたは、私に祖国があるとおっしゃいますが、くり返しています。私にはありません。犬や猫のようにあしらわれ、水も飲めないようなところを、どうして祖国だとか、自分の宗教だとかいえるでしょう。自尊心のある「不可触民」なら誰一人としてこの国を誇りに思うものはありません」

アンベードカルがガンジーに「私には祖国がありません」とヒンズー社会における「不可触民」の心の叫びを訴えている場面だ。

アンベードカルは3千年間、カースト制度社会でアウトカーストとして蔑まれ、差別され、人間的権利の総てを奪われてきた、「不可触民」の子として生まれ、不治の病のように忌み嫌われた少年時代を送った。

床屋、宿屋、寄宿舎、車、寺院、役所といった社会のすべてから疎外され、飲み水、食物すら拒否される人生を歩まされながらも、彼は死にもの狂いに努力し、やがてアメリカ・イギリスなどの世界最高学府で学位を取り、遂には新生独立国インドの初代法務大臣としてインド憲法草案を作成し、「不可触民制」を犯罪として断じ、廃止させた。この一事だけでも稀有な出来事である。

しかも最後に「ヒンズーとして生まれても、決してヒンズーとしては死なない」と断言した誓いを、仏教徒として成就し、インド仏教を復活させた。その彼と共に改宗した三十万人のインド仏教徒は一説には今や1億人から1億5千万人ともいわれる。

65歳という生涯の中で、現代史上類のない非人間的奴隷社会に戦いを宣し、戦い続けた途方もない戦士、巨人の物語が、本書『アンベードカル生涯』である。

ぜひご一読いただきたい。

編集委員 小幡智博

Member's Voices

会員の声

おおむら おさむ
長浜教区 大村 治 さん

「百年の悔いを子孫に伝ふることなかれ」 田中正造

昨年5月、「同関協」現地研修会「田中正造の生涯を訪ねて」に参加しました(詳しくは『同関協だより』第57号に報告されています)。足尾銅山鉱毒事件現地への旅は百年以上たった今でも、問題が終わっていないことを実感させられる旅でした。

この現地研修会は、私にとって別の課題にも及ぶ旅でもありました。現地研修会から帰って調べたところ、清沢満之と最も近い師弟関係といわれた暁烏敏が、田中正造から鉱毒問題の実情を聞いていたのです。そして意見を『精神界』(第2巻第4号)で「私が鉱毒地の人民に云ひたいと思ふて居たことは彼等に権理思想を捨てよと云ふ事であった、男らしき服従をせよと云ふ事であった。(中略)私が考ふるには、人民が苦むか苦まないかは、其源因は足尾の銅山にあるのではなく、自分自身の心の中にあることである。」と、大変な表現をしています。

また、清沢満之にもこれと同じような考え方が見られます。「精神主義より云へば、如来の光明は無限であつて、社会に満ちたるのであるから、それに不足や弊害のあらうとは思ひませぬ。之に不足弊害のあるやうに見るのは、私共の心の至らないのであります。其れ故私共の心さへ立派になれば、自ら社会は立派になる」(『清沢満之全集』第6巻)。

二人に共通しているのは、この世の中に「不足弊害」があるのではなく、我々の心が至らないからで、問題は私の心が変わることだとなります。これは以前によく言われた「信心第一主義」ということに近いのではないかと思います。案外お寺の法話で聞くことがあるのではないのでしょうか。かつて私自身も信心一つで世の中の問題が片付いたらそんないい事はないな、とあこがれの想いを懐いていたことがありました。部落問題や靖国問題という具体的な社会問題との出会いがなかったら今でも変わらなかったかもしれません。

もちろん、清沢満之、暁烏敏から学んできたことは多くあるわけですが、疑問に思える表現もあります。そのような点は宗門においてもオープンに意見交換ができる状況でありたいなと思います。

教区で「解放運動特別指定伝道研修」を受けたことが縁で、「同関協」に入会させて頂きました。

何卒宜しくお願い致します。